

## 新聞の訪問販売トラブル●●●



### 長期契約に気を付けて！

両親が老人ホームに入居することになり、新聞を解約しようと販売店に申し出た。すると、「解約するなら、購読期間が残り6年半あるので、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。長年、購読してきて、3年前に5年間の契約をし、景品としてテレビをもらい、さらに1年半前にその後の4年間の契約をして、約5万円分のビールをもらったらしい。やむを得ない事情による解約なのに、解約に10万円近くお金がかかるのは納得できない。高齢の両親が高額な景品代を返すのは困難だ。どうしたらよいか。

(見守り新鮮情報171号より)

### ひとこと助言

- 新聞の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。最近では、高齢者に対する長期契約の相談が目立っています。
- 長期契約においては、介護や入院などの理由で購読を継続できなくなる可能性がある。販売店に解約を申し出た時に事例のような景品の代金や違約金を請求されるケースもある。先の見通せる範囲で契約しましょう。
- 契約期間の定めがある契約の場合、消費者の都合で一方的に解約できないのが原則です。契約する前に購読できるかを慎重に考え、必要なければきっぱりと断りましょう。
- 高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受け取らないようにしましょう。
- クーリング・オフできる場合もあります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。